

# 中央会NEWS

## 法律セミナー「働き方改革関連法に備えよう!労働実務はこう変わる」を開催

本会では9月20日(木)、京都府中小企業会館において、京都弁護士協同組合、京都弁護士会・日本弁護士連合会及び一般財団法人京都府中小企業センターと連携し「法律セミナー」を開催、中小企業の経営者や従業員を中心に約40名が出席した。

京都弁護士会所属 里内法律事務所の里内友貴子弁護士を講師に招き、働き方改革が要求されるに至った社会的背景や、平成30年7月に公布された「働き方改革関連法」の概要とポイント、そして施行に向けての企業側での備え等を中心とした内容であった。同関連法の目的として、①長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等、②雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保が挙げられ、それぞれを実現していくための施策（残業時間の上限規制、年5日間の年次有給休暇の取得、高度プロフェッショナル制度の創設等）について、図表も用いながらわかりやすく解説いただいた。

企業経営者や人事労務に携わる従業員の立場に立ち、施行に向けまず何を始めるべきか、また実際の裁判事例に触れながら、判例がいかなる点に着目し正社員と契約社員間の諸手当の相違を不合理と判断したのかを具体的に聞くことができ、参加者からも大変参考になった旨の声が聞かれた。

セミナー終了後、無料法律相談会を実施、事前申込のあった組合（企業）が抱えている問題等について弁護士に相談し、法的アドバイスを受けた。



セミナーの様子



講師の里内友貴子 氏

人が余り気味なので受け皿を探したい

経験豊富な即戦力の人材を確保したい

独自の情報

きめ細かな対応

御利用は無料

全国ネットでサービス提供

送り出す・受け入れる

人材移動のお手伝い

設立以来10万人超の実績—人材の出向・移籍等のご相談は

公益財団法人 **産業雇用安定センター 京都事務所**

〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 623 第11長谷ビル9階

<http://www.sangyokoyo.or.jp/> tel. 075-211-2331